

第1章 計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の障害福祉サービスは、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

なお、障害者自立支援法は、障害者の範囲の見直しを行う等の改正がされ、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）として施行されています。

法では、都道府県及び市町村に、※国の基本指針に即して、障害福祉計画を策定することを義務付けており、都道府県は、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する内容を定めることとなっています。

※国の基本指針

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

最終改正 平成26年5月15日

これまで県は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、3年を計画期間として、具体的な数値目標及び目標達成に向けた取組を定めた県障害福祉計画を策定してきました。（平成18年度から平成20年度までの第1期愛知県障害福祉計画（以下「第1期計画」という。）、平成21年度から平成23年度までの第2期愛知県障害福祉計画（以下「第2期計画」という。）、平成24年度から平成26年度までの第3期愛知県障害福祉計画（以下「第3期計画」という。）を策定）

第4期愛知県障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とし、これまでの計画の進捗状況等の分析・評価を行うとともに、第4期計画期間における課題を整理し、それらを踏まえ、策定したものです。

第2章 現状

1 人口構成

平成26年4月1日現在の本県の人口は、742万7,518人で、平成17年と比べ17万2,814人増え、2.4%の増加となっています。

年齢3区分で見ると、0～14歳、15～64歳は年々減少しているのに対し、65歳以上は年々増加してきており、下の表には記載していませんが、平成14年から、65歳以上の割合が0～14歳の割合よりも大きくなっています。

【人口構成の推移】

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口		6,868,336人	7,043,300人	7,254,704人	7,410,719人	7,427,518人
年 齢 3 区 分	0～14歳	1,120,992人 (16.3%)	1,081,280人 (15.4%)	1,069,498人 (14.7%)	1,065,254人 (14.4%)	1,043,887人 (14.1%)
	15～64歳	4,919,095人 (71.6%)	4,914,857人 (69.8%)	4,901,072人 (67.6%)	4,791,445人 (64.7%)	4,645,339人 (62.5%)
	65歳以上	819,026人 (11.9%)	1,019,999人 (14.5%)	1,248,562人 (17.2%)	1,492,085人 (20.1%)	1,681,485人 (22.6%)

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しない。

※カッコ内は総人口に対する割合

※平成7年、12年、17年、22年は「国勢調査」、その他は「あいちの人口」

2 障害者の状況

(1) 身体障害者（手帳所持者）の状況

平成26年4月1日現在の本県の身体障害者手帳所持者数は23万9,389人となっており、県人口の3.22%を占めています。

等級別で見ると、1級、2級の比較的重い障害のある人の割合が全体の44.3%となっています。

障害別では、肢体不自由が最も多く13万106人で、全体の54.3%を占めています。

平成18年からの増加率で見ると、内部障害が最も大きくなっています。

図表 1

【身体障害者手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）】

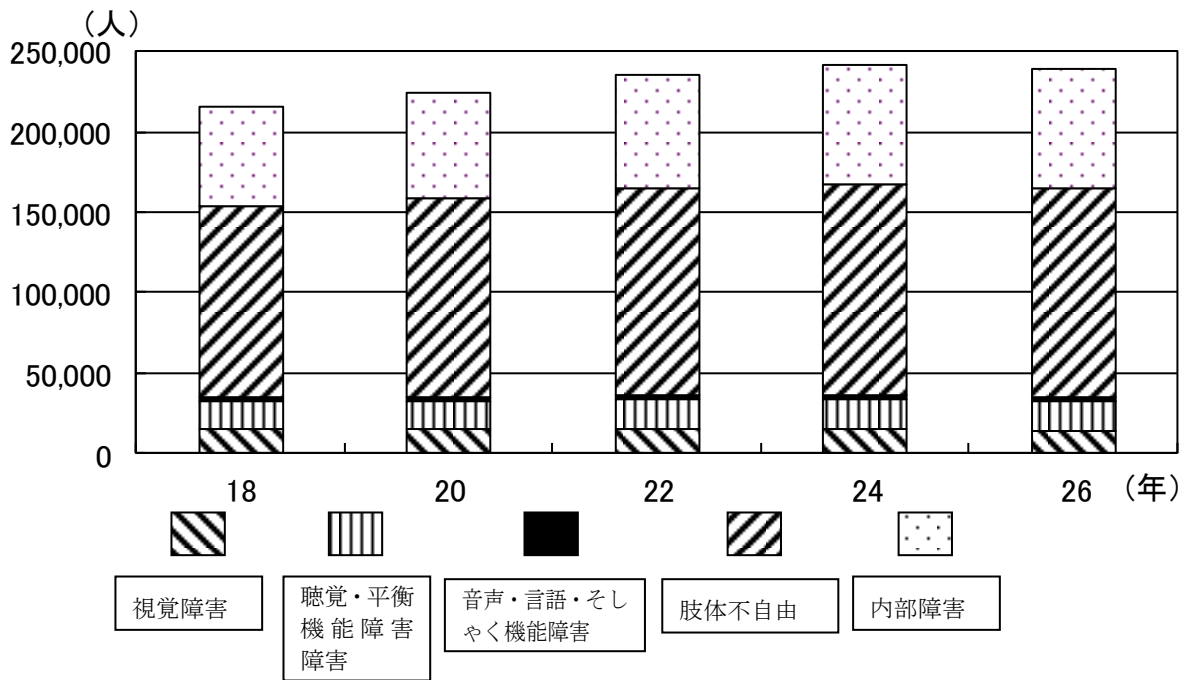
区 分		平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
	合計	216,258 人	225,081 人	235,617 人	242,541 人	239,389 人
	県人口に占める割合	2.98%	3.06%	3.18%	3.27%	3.22%
障 害 別	視覚障害	15,166 人	15,176 人	15,112 人	14,722 人	14,078 人(5.9%)
	聴覚・平衡機能障害	16,880 人	17,180 人	17,848 人	18,900 人	17,817 人(7.4%)
	音声・言語・そしゃく機能障害	2,381 人	2,519 人	2,616 人	2,581 人	2,430 人(1.0%)
	肢体不自由	118,988 人	123,366 人	128,961 人	131,746 人	130,106 人(54.4%)
	内部障害	62,843 人	66,840 人	71,080 人	74,592 人	74,958 人(31.3%)
年 齢 別	18 歳以上の者	211,118 人	219,869 人	230,381 人	237,450 人	234,330 人(97.9%)
	18 歳未満の児童	5,140 人	5,212 人	5,236 人	5,091 人	5,059 人(2.1%)

※ 2 つ以上の障害が重複する者は、主たる障害に計上

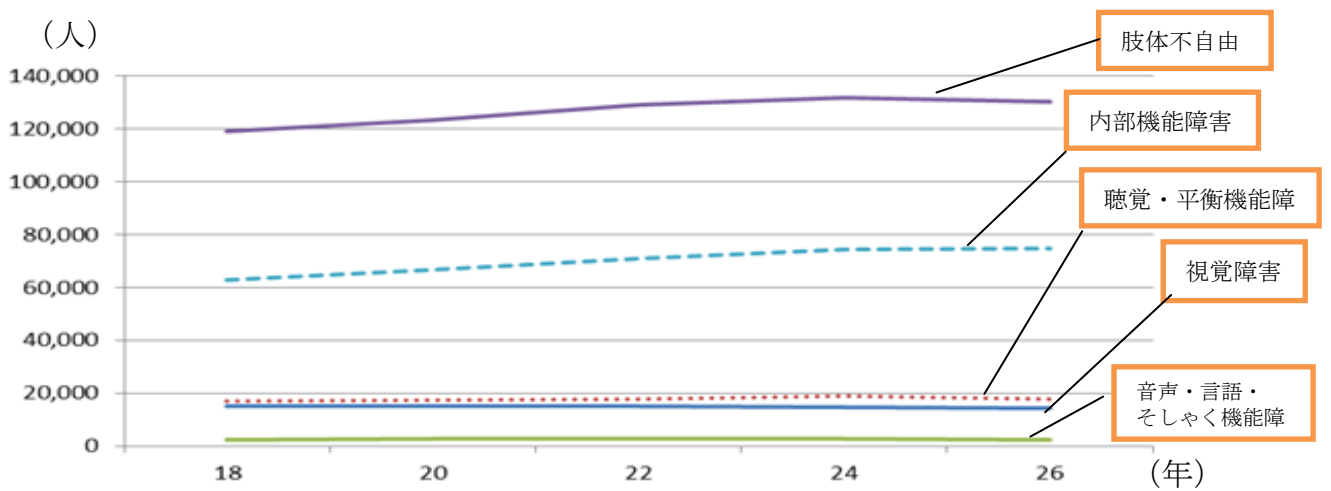
【等級別身体障害者手帳所持者数（平成 26 年 4 月 1 日現在）】

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
級別 所持 者数	68,373 人	37,761 人	55,725 人	53,083 人	13,584 人	10,863 人	239,389 人
全体 に占 める 割合	28.6%	15.8%	23.3%	22.2%	5.7%	4.5%	100%

図表 2



図表 3



(2) 知的障害者（手帳所持者）の状況

平成26年4月1日現在の本県の療育（愛護）手帳所持者数は4万7,184人となっており、県人口の0.64%を占めています。

重度判定を受けている人は1万9,376人で、全体の41.1%となっています。

手帳所持者数は年率3～4%程度伸びており、平成18年度との比較では32.3%の増となっています。

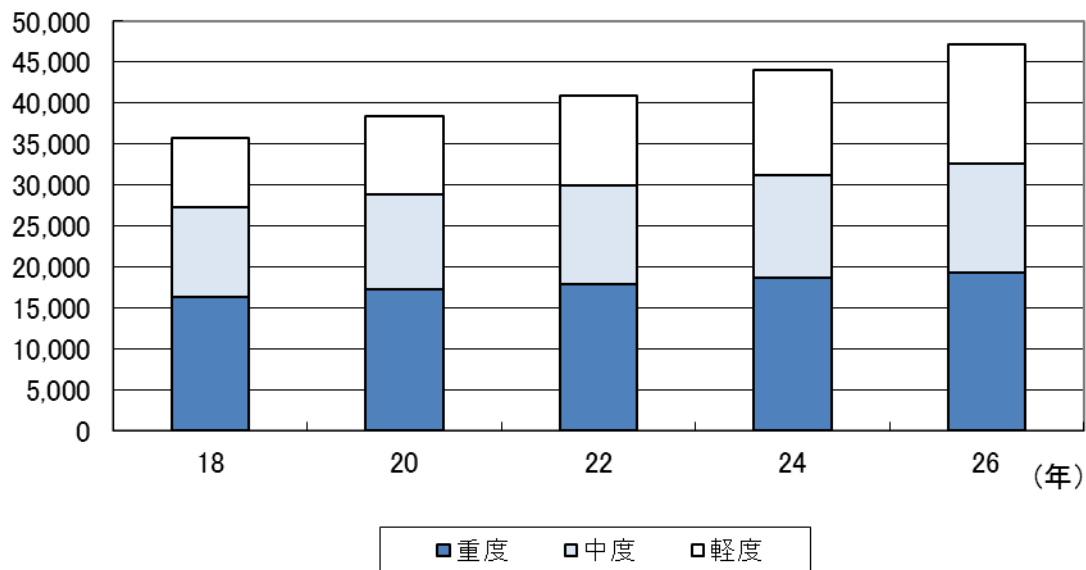
【療育（愛護）手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

区 分		平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
合 計		35,672人	38,466人	40,960人	44,079人	47,184人
県人口に占める割合		0.49%	0.52%	0.55%	0.59%	0.64%
判 定 別	重度（知能指数35以下）	16,364人	17,207人	17,937人	18,748人	19,376人(41.1%)
	中度（知能指数50以下）	10,916人	11,628人	11,994人	12,524人	13,246人(28.1%)
	軽度（知能指数75以下）	8,392人	9,631人	11,029人	12,807人	14,562人(30.9%)
年 齢 別	18歳以上の者	24,941人	26,365人	28,076人	30,332人	32,592人(69.1%)
	18歳未満の児童	10,731人	12,101人	12,884人	13,747人	14,592人(30.9%)

※療育手帳（愛知県が発行）、愛護手帳（名古屋市が発行）

(人)

療育（愛護）手帳所持者数の推移



(3) 精神障害者の状況

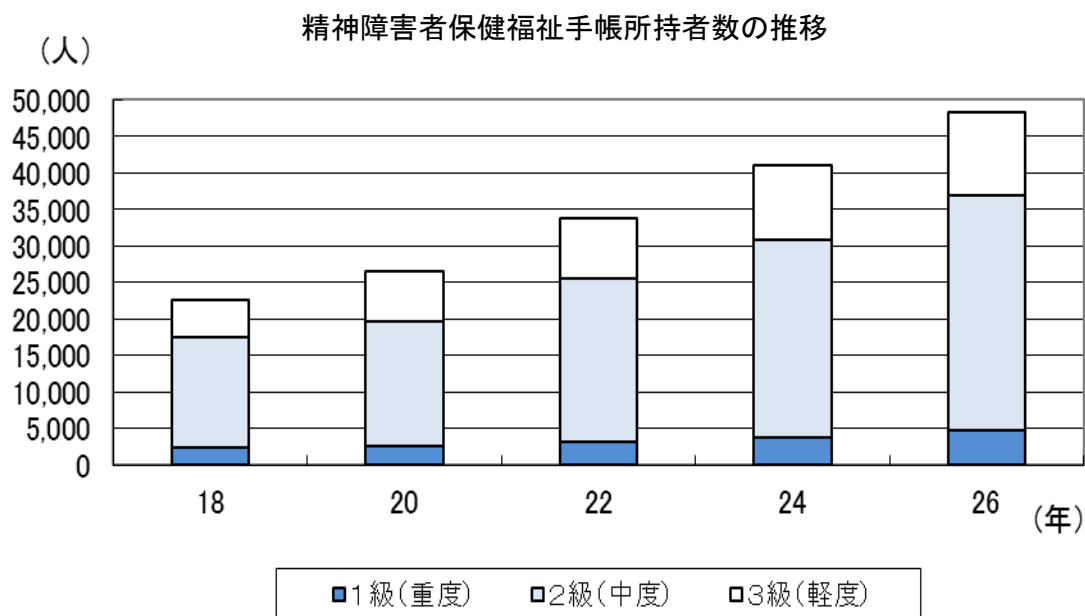
ア 手帳所持者

平成26年4月1日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は4万8,341人となっており、県人口の0.65%を占めています。

手帳所持者数は、依然、大きな伸びを示し、平成18年との比較では、2倍を超えています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

区 分		平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
	合 計	22,710人	26,629人	33,857人	41,133人	48,341人
	県人口に占める割合	0.31%	0.36%	0.46%	0.55%	0.65%
程 度 別	1級（重度）	2,369人	2,643人	3,200人	3,845人	4,731人(9.8%)
	2級（中度）	15,139人	17,125人	22,364人	27,044人	32,153人(66.5%)
	3級（軽度）	5,202人	6,861人	8,293人	10,244人	11,457人(23.7%)



イ 公費負担医療の受給者数

平成 26 年 3 月末現在の本県の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は 8 万 5,458 人となっており、県人口の 1.15%を占めています。

受給者数は、平成 26 年は平成 20 年の約 1.5 倍となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年 3 月末現在）】

区 分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
合 計	57,721 人	57,735 人	65,448 人	76,571 人	85,458 人
県人口に占める割合	0.80%	0.78%	0.88%	1.03%	1.15%

※県人口に占める割合は、各年 4 月 1 日現在人口に占める割合

（4）発達障害・難病のある人の状況

現在、我が国や本県には、発達障害のある人や、難病のある人の数の公的な数値はありません。

発達障害のある人は、その障害の状態により、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合、療育（愛護）手帳を所持している場合、どちらの手帳も所持していない場合があります。

また難病のある人においては、身体障害者手帳を所持している場合があります。

【圏域別手帳所持者数（平成 26 年 4 月 1 日現在）】

圏 域	人 口		身体障害者手帳所持者数		療育（愛護）手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
県 全 体	7,427,518	100	239,389	100	47,184	100	48,341	100
名 古 屋	2,268,217	30.5	78,399	32.7	15,002	31.8	18,588	38.5
海 部	329,283	4.4	10,564	4.4	1,967	4.2	2,029	4.2
尾 張 中 部	164,293	2.2	4,874	2.0	903	1.9	985	2.0
尾 張 東 部	468,570	6.3	13,045	5.4	2,331	4.9	2,547	5.3
尾 張 西 部	515,497	6.9	17,573	7.3	3,459	7.3	3,050	6.3
尾 張 北 部	730,639	9.8	23,206	9.7	4,670	9.9	4,241	8.8
知 多 半 島	620,440	8.4	19,233	8.0	3,942	8.4	3,586	7.5
西 三 河 北 部	480,869	6.5	14,412	6.0	3,052	6.5	2,399	5.0
西 三 河 南 部 東	414,668	5.6	12,618	5.3	2,600	5.5	2,811	5.8
西 三 河 南 部 西	680,433	9.2	19,887	8.3	4,151	8.8	3,596	7.5
東 三 河 北 部	57,434	0.8	2,664	1.1	448	0.9	341	0.7
東 三 河 南 部	697,175	9.4	22,914	9.6	4,659	9.9	4,168	8.6

※人員の単位は人、構成比の単位は%

参考（類似県・近県）の手帳所持者数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	人 口		身体障害者 手帳所持者数		療育（愛護） 手帳所持者数		精神障害者保健福祉 手帳所持者数	
	人員（千人）	構成比	人員（人）	構成比	人員（人）	構成比	人員（人）	構成比
全 国	127,515	100	5,231,570	100	908,988	100	695,699	100
愛知県	7,427	5.8	233,926	4.5	46,207	5.1	44,925	6.5
埼玉県	7,212	5.7	198,079	3.8	39,059	4.3	34,249	5.0
岐阜県	2,061	1.6	91,631	1.8	15,909	1.8	10,348	1.5
静岡県	3,735	2.9	126,770	2.5	27,110	3.0	15,293	2.2
三重県	1,840	1.4	73,549	1.5	12,015	1.4	9,244	1.4

※構成比の単位は%

身体障害者手帳と療育（愛護）手帳は、平成 24 年福祉行政報告例

精神障害者保健福祉手帳は、平成 24 年衛生行政報告例

3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 在宅サービス

ア 在宅サービス利用状況

【訪問系サービス】

区 分	24 年度	25 年度
実績（時間数/月）	360,907	395,811
対前年比	109.0%	109.7%

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービス量の合計

【短期入所】

区 分	24 年度	25 年度
実績（人日/月）	13,722	15,051
対前年比	111.9%	109.7%

イ 障害保健福祉圏域別在宅サービスの利用状況

【平成 25 年度実績（平成 26 年 3 月利用分）】

圏 域	訪問系サービス		短期入所	
	延利用時間数	構成比	延利用日数	構成比
県 全 体	395,811	—	15,051	—
名 古 屋	280,592	70.9	5,087	33.8
海 部	5,399	1.4	801	5.3
尾 張 中 部	4,197	1.1	400	2.7
尾 張 東 部	10,336	2.6	659	4.4
尾 張 西 部	13,409	3.4	1,374	9.1
尾 張 北 部	17,129	4.3	1,111	7.4
知 多 半 島	16,540	4.2	931	6.2
西 三 河 北 部	8,364	2.1	1,069	7.1
西 三 河 南 部 東	7,297	1.8	686	4.5
西 三 河 南 部 西	13,893	3.5	1,033	6.9
東 三 河 北 部	1,091	0.3	211	1.4
東 三 河 南 部	17,564	4.4	1,689	11.2

※延利用時間数の単位は時間、構成比の単位は%

(2) 通所系サービス

ア 通所系サービス利用状況

【生活介護】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	253,528	265,782
対前年比	125.9%	104.8%

【自立訓練 (機能訓練)】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	880	880
対前年比	100%	100%

【自立訓練 (生活訓練)】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	4,928	5,302
対前年比	100.4%	107.6%

【就労移行支援】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	31,570	33,198
対前年比	128.2%	105.2%

【就労継続支援 (A型)】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	51,348	71,522
対前年比	160.7%	139.3%

【就労継続支援 (B型)】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人日/月)	117,502	136,004
対前年比	128.1%	115.7%

利用定員から算出した月間の利用可能日数 (定員×22 日)

イ 障害保健福祉圏域別通所系サービスの状況

【日中活動系サービス（平成26年4月1日現在）】

圏域	生活介護		自立訓練(機能)		自立訓練(生活)		就労移行支援		就労継続支援(A型)		就労継続支援(B型)	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
県全体	392	12,243	1	40	22	253	114	1,532	170	3,363	327	6,258
名古屋	126	3,440	1	40	12	151	41	651	76	1,468	94	1,796
海部	11	395					2	45	10	185	16	345
尾張中部	6	179					1	8	3	60	3	80
尾張東部	22	563			1	6	6	62	4	70	18	282
尾張西部	32	840			1	20	8	112	11	260	25	330
尾張北部	37	1,450			2	26	6	93	18	350	29	664
知多半島	37	1,126			2	12	8	87	9	148	36	697
西三河北部	23	885					8	78	7	145	16	348
西三河南部東	20	566			1	20	5	72	7	160	25	499
西三河南部西	32	1,000			1	6	12	150	16	284	29	519
東三河北部	4	172					2	12	1	20	3	44
東三河南部	42	1,627			2	12	15	162	8	213	33	654

(3) 居住系サービス

ア 居住系サービス利用状況

【共同生活援助及び共同生活介護】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人/月)	3,089	3,461
対前年比	120.0%	112.0%

【施設入所支援】

区 分	24 年度	25 年度
利用定員 (人/月)	4,497	4,218
対前年比	131.1%	93.8%

イ 障害保健福祉圏域別居住系サービスの状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

圏 域	グループホーム		施設入所支援	
	箇所数	定員	箇所数	定員
県 全 体	286	3,481	69	4,218
名 古 屋	97	1357	14	672
海 部	12	166	3	200
尾 張 中 部	1	4	1	50
尾 張 東 部	15	193	3	165
尾 張 西 部	19	206	5	285
尾 張 北 部	22	260	10	702
知 多 半 島	38	386	5	360
西 三 河 北 部	11	153	5	349
西 三 河 南 部 東	8	78	4	270
西 三 河 南 部 西	20	242	5	232
東 三 河 北 部	4	46	3	160
東 三 河 南 部	39	390	11	773

※ 別に福祉型障害児入所施設と障害者支援施設を併設する施設が 4 箇所 定員延 201 人あります。

1 計画の基本理念

本計画は、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会」、すなわち、県が県障害者計画と位置づける「あいち健康福祉ビジョン」に記載する「障害のある人が安心して暮らせる地域社会」の実現を基本理念とし、障害のある人が、他の者と平等と選択の機会をもって、多様な福祉サービスを活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに当たっての支援等をまとめたものです。

2 計画の基本的考え方

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の5つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

なお、体制の整備に当たっては、県内のどこに暮らしても必要な支援を受けられるよう、地域間の格差の是正を目指していきます。

1 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、県内のどこでも必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

2 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障害のある人一人ひとりのニーズに応じ、どこの地域でも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）が利用できるようにします。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場となるグループホーム（共同生活援助）の拡充について、既存の戸建て住宅の活用や公営住宅等の活用や、「グループホーム整備促進支援制度」

により推進していくとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどにより、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター等の就労支援策の充実・活用を図ることにより、一般就労できるようにしていきます。

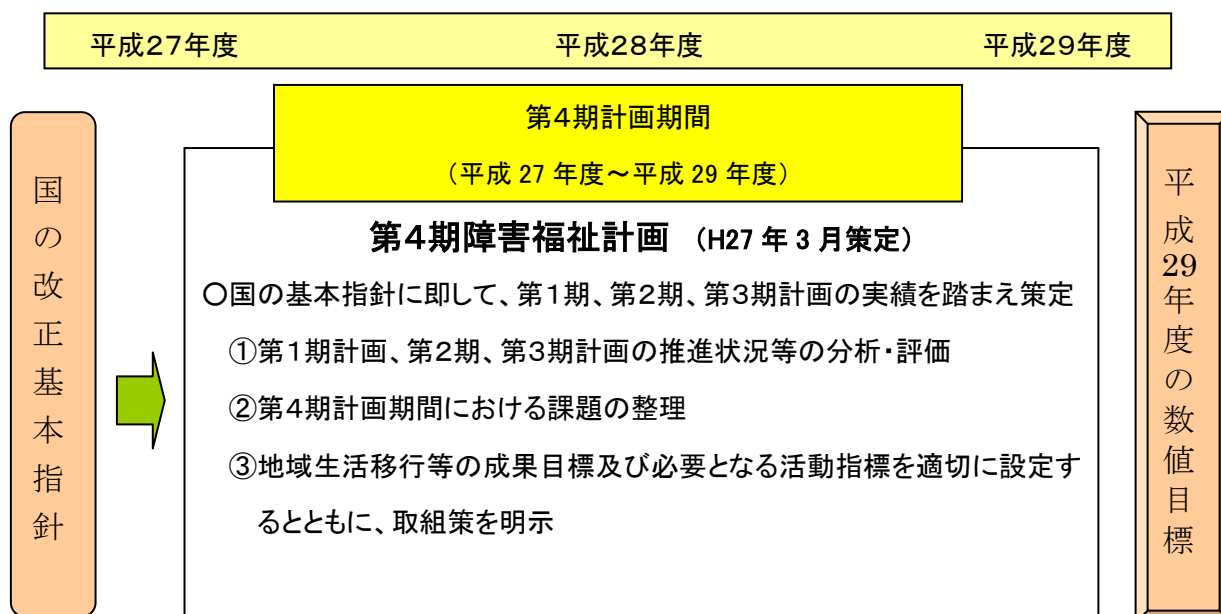
また、平成25年度卒業生の就職率が38.1%となっている特別支援学校高等部卒業生の一般就労も、特別支援学校等と障害者雇用に関する関連機関との連携を強化して、促進していきます。

5 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材を育成するとともに、市町村（基幹相談支援センター）、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者関係団体などを構成員とする協議会を核とした相談支援体制の充実など、地域生活支援のためのシステムづくりを進めていきます。

3 計画期間

第4期計画は平成27年度から29年度までの3か年を計画期間とします。



4 市町村との連携

障害のある人への支援を進めるためには、まず、支援の実施主体である市町村が、課題やニーズを把握し策定した市町村計画に基づき取組を進めていくことが必要となります。

このため、県としては、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等を行います。

県計画については、地域生活への移行などについて、必要となる障害福祉サービスの基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して障害保健福祉圏域単位での課題を整理し、平成 29 年度における障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにするとともに、圏域単位ごとに必要となる事業所数（訪問系サービスを除く。）を年次ごとに見込んだ「障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）」（第 5 章の 7）に沿って、市町村との密接な連携を図りつつ、広域的・専門的な視点から適切かつ着実な整備を推進していきます。

5 区域の設定

県の障害福祉計画においては、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを区域ごとに定めることとされています。

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。

そのため、県では、施策の広域的な実施区域として、二次医療圏及び老人保健福祉圏域と調和を図り 1 2 の障害保健福祉圏域を設定しており、第 4 期計画においても、この障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を本計画の区域として設定します。

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋	名古屋市
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

障害保健福祉圏域

